

住宅用火災警報器

ガイドブック



制作／住宅防火対策推進協議会 財団法人 日本消防設備安全センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目9番16号 TEL.03-3501-7912 FAX.03-3509-1194

住宅防火対策推進協議会 URL.<http://www.jubo.go.jp/>

住宅防火対策推進協議会
財団法人 日本消防設備安全センター



住宅火災の現状は？



住宅火災による死者が急増中

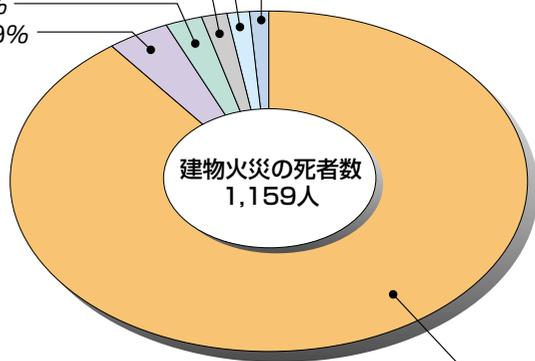
死者の約9割は住宅火災で発生!!

平成16年中の建物火災による死者のうち、住宅火災（一般住宅、共同住宅及び併用住宅）による死者数は89.6%を占めています。

近年ではホテル・旅館、百貨店等よりも火災件数当たりの死者数が5～10倍程度となっており、住宅は建物のなかで最も死者が発生しやすい用途といえます。

建物火災による死者数の建物区分別割合（平成16年中）

- 劇場・ホテル・病院ほか 1.4%
- 学校・工場・事務所ほか 1.2%
- その他 1.6%
- 複合用途・特定 2.3%
- 複合用途・非特定 3.9%



住宅（共同住宅・併用住宅含む）
89.6%

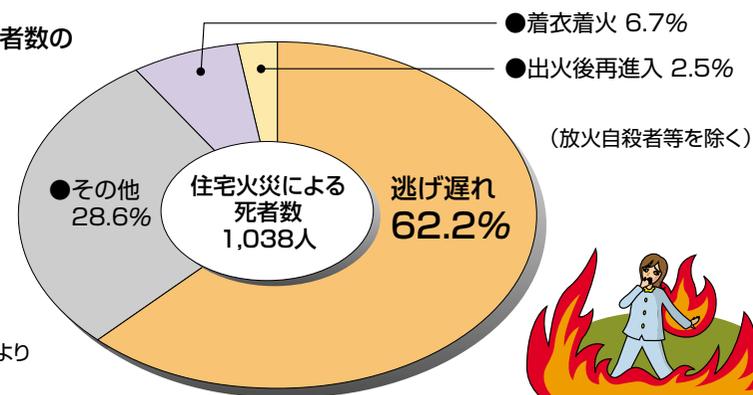
（放火自殺者等を除く）

平成17年版消防白書より

死者の約6割強は逃げ遅れによるもの

平成16年中の住宅火災による死者の発生状況を経過別にみると、逃げ遅れが最も多く、全体の62.2%を占めています。

住宅火災による死者数の経過別割合（平成16年中）



平成17年版消防白書より

逃げ遅れの要因は…

死者が発生した火災を時間帯別にみると、22時から翌朝6時までの睡眠時間帯における死者が44.9%を占めています。火災の発生に気がつかないために、逃げ遅れて亡くなる方が多いものと思われます。

また、高齢化がますます進んでいくという予想から、このまま放置すると、今後とも死者数が増加することが考えられます。

住宅火災による死者数の時間帯別割合（放火自殺者等を除く）





逃げ遅れによる死者の発生を防ぐためには？



火災の早期発見が重要

火災が発生したとき、目で煙や炎をみたり、鼻で焦げ臭いにおいを感じたり、耳でぱちぱちという音を感じたり…と五感によって気づくことがほとんどだと思います。

しかし、それだけでは、就寝中や仕切られた部屋で物事に集中しているときなどには、火災に気づくのが遅れてしまいます。

そこで、家庭内での火災の発生をいち早くキャッチし、警報ブザーや音声によって知らせる装置が、**住宅用火災警報器**です。

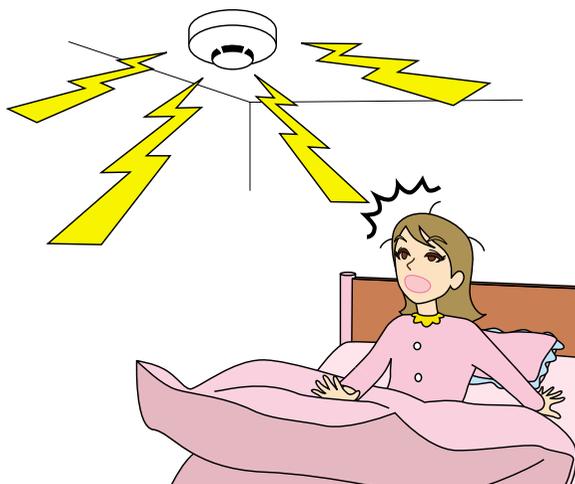
逃げ遅れを防ぐことを目的として、平成16年6月2日の消防法の一部改正により、戸建住宅や共同住宅について、**住宅用火災警報器等の設置が義務**づけられました。

**新築住宅は平成18年6月1日から、
既存住宅は市町村条例で定める日から適用！**

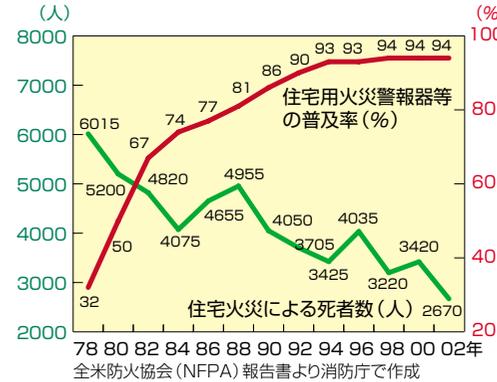


住宅用火災警報器の効果

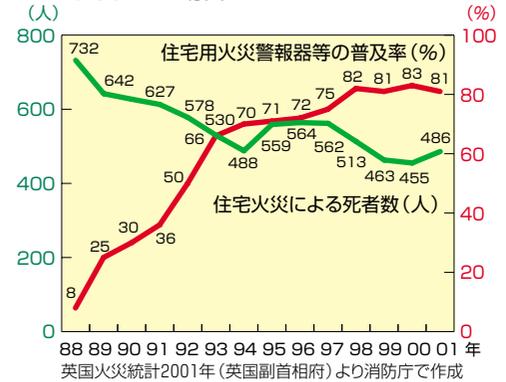
アメリカでは1970年代後半には火災によって約6,000人の死者が発生していましたが、2002年には住宅用火災警報器等の普及率が90%を超え、死者数が3,000人弱と、ほぼ半減しています。イギリスにおいても、同様の傾向がみられます。



アメリカの場合

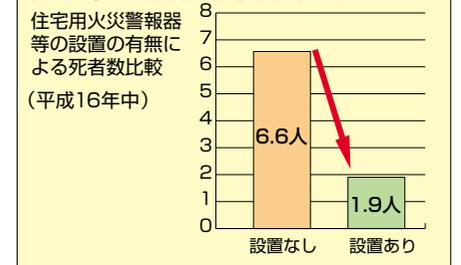


イギリスの場合



日本の住宅火災においては、住宅用火災警報器等が設置されていた火災と、設置されていなかった火災を、住宅火災100件当たりの死者数で比較すると、設置されていた場合には約3分の1の死者数となっています。火災による被害から身を守るためにも、早期に設置するようにしましょう。

住宅用火災警報器等の設置効果



数値は「火災統計」のデータ(平成16年)による

住宅用火災警報器を設置していた家庭における奏功事例

事例1 2階で就寝していた男性が、階段の天井に設置した住宅用火災警報器の鳴動に気づき目を覚ました。ドアを開け階段へ出ると煙が漂っており、さらに1階へ降りると祖母の居室の仏壇から炎が上がっているのを発見した。男性は台所にあったバケツなどで水道水をかけて消火し、自宅の電話から119番通報をした。

事例2 女性が鍋に牛乳を入れ、こんろで温めていたことを忘れて出かけたため、鍋の空焚きとなり、台所の住宅用火災警報器が作動した。夫が住宅用火災警報器の鳴動に気づき、台所に行きこんろの火を消した。なお、発見が早く火災には至らなかった。

住宅用火災警報器はどこに設置しなければならない？

住宅用火災警報器は、市町村の火災予防条例で定める住宅の寝室や階段等に設置しなければなりません。

住宅用火災警報器は原則として、寝室と寝室がある階（寝室が避難階となる階にある場合は除く。）の階段には、必ず設置しなければなりません。

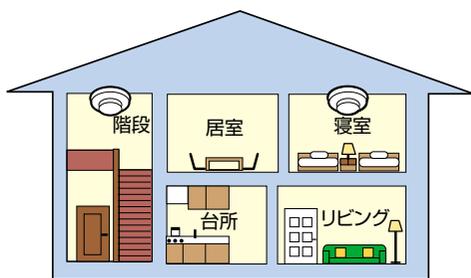
それ以外については、次のイラストをご参照ください。

市町村条例によっては、台所等にも設置を義務づけている場合があります。



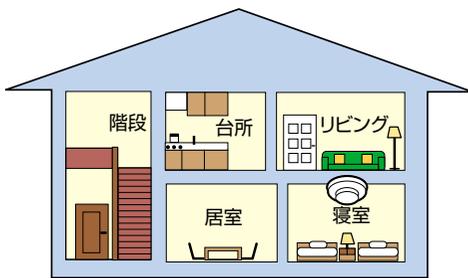
設置例

2階建てで2階に寝室・居室がある場合



- 各寝室
- 寝室の存する階の階段

2階建てで1階に寝室・居室がある場合



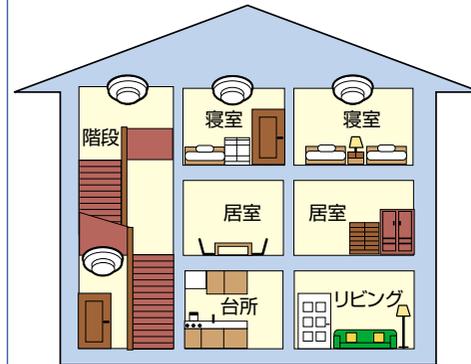
- 各寝室

3階建てで1階に寝室、3階に居室がある場合



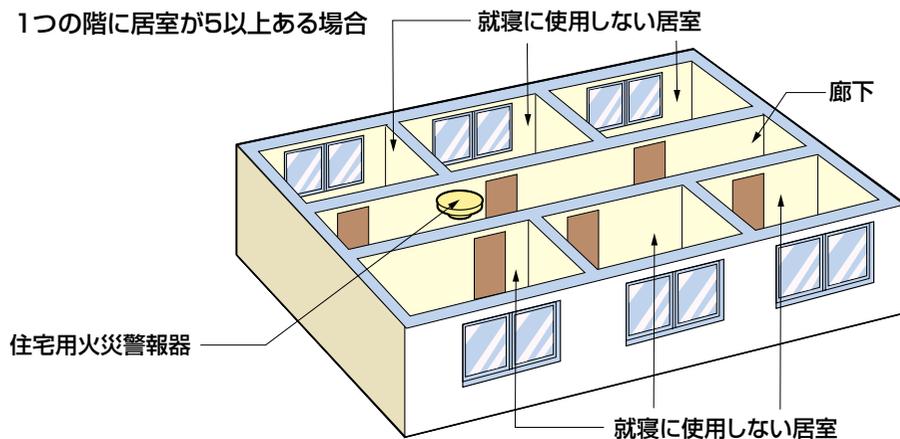
- 各寝室
- 3階建ての住宅で寝室が1階にしかなく、かつ3階に居室がある場合の3階の階段

3階建てで3階に寝室、2階に居室がある場合



- 各寝室
- 3階建ての住宅で寝室が3階にしかない場合の1階の階段
- 寝室の存する階の階段

1つの階に居室が5以上ある場合



- 7㎡以上の居室が5以上ある階の廊下または階段

? こんな場合 住宅用火災警報器の設置は免除できる?

? スプリンクラーや自動火災報知設備が設置されている場合

消防法令に適合したスプリンクラー設備、又は自動火災報知設備が設置されている場合は、その有効範囲内の住宅の部分については、住宅用火災警報器の設置が免除できます(消防法施行令第5条の7第1項第3号)。

※この場合のスプリンクラー設備は、標示温度が75度以下で作動時間が60秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限りです。



? その他の場合

消防法令の想定しないような特殊な機器を設置した場合、住宅用火災警報器の設置と同等の効果があると認められるときは、消防長または消防署長が個々の状況を判断し、免除されることもあります(消防法施行令第5条の8)。

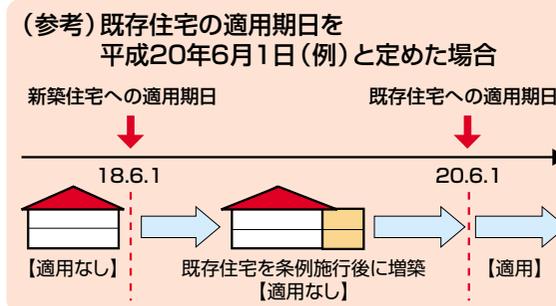
免除の例

- 一定の要件を満たしたホームセキュリティシステム(警備業者等が設置している場合を含む。)(平成17年3月31日 消防安第65号)
- 住宅用スプリンクラー(水道の給水管に直結するものを含む。)(平成3年3月25日 消防予第53号に定める基準に適合するもの)



? 増築した場合

住宅を増築した場合は、市町村の火災予防条例で定める既存住宅の適用日までは、増築部分に住宅用火災警報器の設置義務はありません。



? 二世帯住宅の場合

それぞれが行き来できない二世帯住宅は、それぞれ別の住宅として、住宅用火災警報器の設置が必要となります。

? 設置が困難な場所

階段が吹き抜けであったり階段の踊り場等、天井等に設置が困難な場合、当該階段に流入した火災の煙を有効に感知できる位置に設置します。

? モーターハウス、トレーラーハウスを固定し、住宅として使用していたり、事務所内に存する就寝の用に供する守衛室及び仮眠室の場合

モーターハウス、トレーラーハウスといった形態にかかわらず、住宅の用途に供される防火対象物である場合は、法令に従った住宅用火災警報器等の設置が必要となります。しかし、事務所内に存する就寝の用に供する守衛室及び仮眠室は設置の対象となりません。

購入・取付時の注意点は？

技術上の規格に適合したものを購入しましょう

規格省令に適合することを日本消防検定協会等の第三者機関が確認した住宅用火災警報器には、その旨の表示がされていますので、購入時の目安としてください。
(日本消防検定協会の鑑定マーク【NSマーク】)



住宅用火災警報器の種類

消防法で設置が義務づけられているのは煙を感知する(煙式)住宅用火災警報器です。代表的な住宅用火災警報器を紹介します。

代表的な住宅用火災警報器(例)			
取付け:天井埋め込み 電源:AC100V 警報音:ブザー 検知方法:煙式	取付け:天井 露出 電源:電池 警報音:ブザー 検知方法:煙式	取付け:天井 露出 電源:電池 警報音:ブザー 検知方法:煙式	取付け:壁 露出 電源:電池 警報音:音声+ブザー 検知方法:煙式

煙式(光電式) 寝室・階段など

煙が住宅用火災警報器に入ると音や音声でお知らせします。

原則として煙式を設置してください。

電池を使うタイプ

電池の交換 電池切れ警報(音又はランプ)が出たら、電池を交換します。

熱式(定温式) 車庫・台所など

住宅用火災警報器の周囲温度が一定の温度に達すると音や音声でお知らせします。

家庭用電源を使うタイプ

コンセントへ差し込むもの コンセントがあれば、比較的簡単に設置できます。

販売している場所

お近くのホームセンターや防災設備等の取扱い店でご購入いただけます。
詳しい販売店リストについては下記サイトをご覧ください。

住宅防火対策推進協議会 <http://www.jubo.go.jp/index2.html>

日本火災報知機工業会 http://www.kaho.or.jp/alarm_for_home/text/list.html

価格の目安

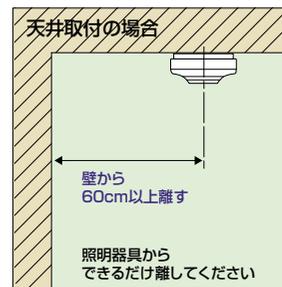
価格は、メーカーや種類、機能、電池の寿命等により異なります。



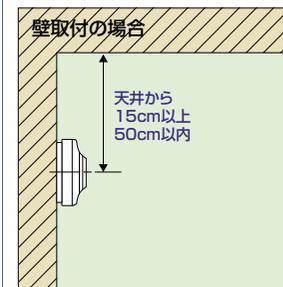
下記の位置に取りつけましょう

できるだけ早く煙をキャッチできるように、煙を感知しやすい場所に設置しましょう。

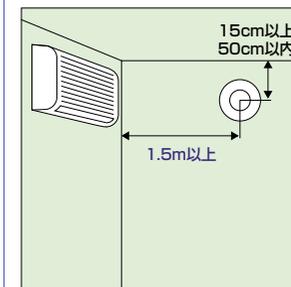
- ① 壁又ははりから0.6m以上離れた天井の屋内に面する部分(平成16年総務省令第138号第7条第2号イ)



- ② 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分(同第7条第2号ロ)



- ③ 換気口等の空気吹出し口から1.5m以上離れた位置(同第7条第3号)



○壁の上部や天井に取りつけます。

○また、計測位置は住宅用火災警報器感知部から壁(あるいは天井)までの距離を指します。

○詳しい取り付け方法は、取扱説明書をご参照ください。

? 住宅用火災警報器のお手入れ等は?

住宅用火災警報器のお手入れ方法

住宅用火災警報器がきちんと働くためには維持管理が重要です。

●住宅用火災警報器が汚れたら…中性洗剤を浸して固く絞った布で軽くふきましょう。シンナーなどは決して使用しないでください。

●電池交換を忘れずに…乾電池タイプは電池の交換を忘れないようにしましょう。電池が切れそうになったときは、音や光で交換時期を知らせてくれます。

●定期的に作動確認をしましょう…住宅用火災警報器本体から下がっている引きひもを引く、あるいはボタンを押すなどにより作動確認を行きましょう。どちらもついていない場合は、タバコや線香の煙を吹きかけることで確認することも可能です。長期間家を留守にしたときも作動確認をしましょう。また作動試験は1カ月に一度を目安としてください。



故障が疑われるとき

●作動試験をしても警報が鳴らない場合…電池の寿命又は電池ホルダ部のさびなどが考えられます。電池を新しいものに交換又は電池接続部分を確認してください。

●電池を新しいものに交換しても作動しない場合…住宅用火災警報器の故障も考えられますので、取扱説明書の確認や販売店又はメーカーにご相談ください。

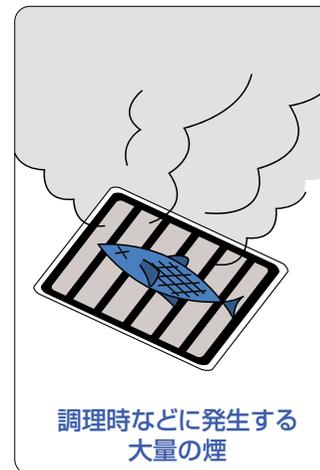
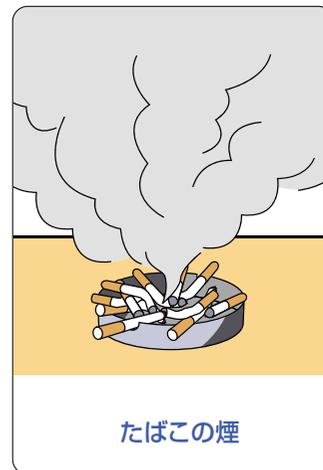
交換期限について

住宅用火災警報器本体も、センサー等の寿命により交換が必要になります。機器に交換時期を明記したシールが貼ってあるか、「ピー」という音などで交換時期を知らせてくれます。そのめどがおおむね10年です。詳しくは取扱説明書を確認してください。

? 火災以外でも作動してしまうこともある?

? 住宅用火災警報器が火災以外でも鳴ってしまう場合

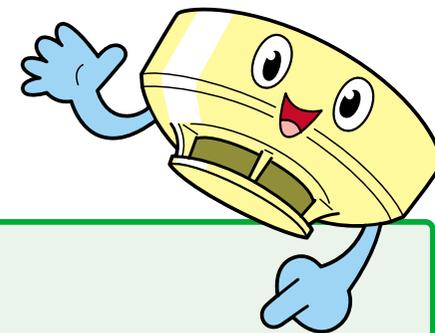
火災以外でも、住宅用火災警報器は鳴ってしまうときがあります。例えば…



※とくに燻煙式の殺虫剤を使用するときは、警報が鳴ってしまうおそれがありますので、煙を感知しないように、あらかじめ住宅用火災警報器をビニール袋で覆ったり、取り外しておきましょう。

なお、作業が終了した時点で必ずビニール袋を取り除くか、再度設置しましょう。

※ひんぱんに鳴ってしまう場合は、設置場所の変更を検討してください。



住宅用火災警報器に関するお問い合わせ先

住宅用火災警報器相談室

TEL.0120-565-911 (フリーダイヤル)

受付時間 月曜から金曜日までの午前9時から午後5時(12時から1時を除く)
(土日及び祝日は休み)



なぜなに?

そのほか、法律上の取扱いは?

? この法律の「住宅」とはどの範囲のものですか

戸建ての専用住宅、店舗併用住宅の住宅部分、又は消防法施行令別表第1(5)口に定める共同住宅等の住宅部分をいいます。

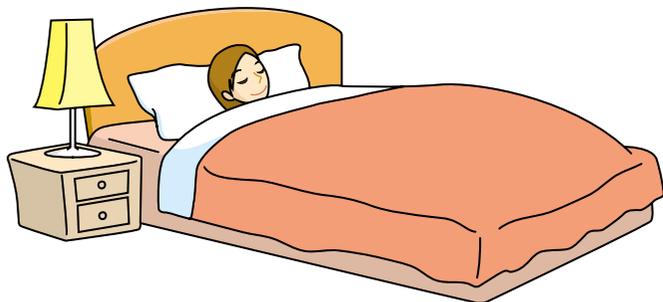
? この法律の主目的は何ですか

住宅火災による死者発生防止が目的です。ただ、自己責任分野ですので、義務づけのレベルも必要最小限となっています。

? 住宅用火災警報器の設置場所を定めた考え方について教えてください

設置場所の考え方は以下のとおりです。

- ・ 睡眠時間帯に逃げ遅れて死者が発生するケースが多く、着火物として布団類が第1位であること等から、就寝の用に供する居室と同居室が2階以上にある場合には、その避難経路に当たる階段
- 市町村によっては台所に設置義務があるところもありますので、確認してください。台所での火災の発生件数が多いので、設置するとより安心です。



? この法律の「就寝の用に供する居室」とは具体的にどこですか

寝室として設計された部屋だけでなく、現に就寝に使用している部屋が対象となります。夏と冬で就寝する部屋が変わるといったような、長期に使用する場合は該当します。年に数日、来客が泊まるような部屋は該当しません。



? 住宅用防災警報器と住宅用火災警報器の違いは?

どちらも同じものをさします。新たに消防法令に定められた用語は「住宅用防災警報器」ですが、従来から普及してきた「住宅用火災警報器」を代替用語として用い、広報等行っています。

? 罰則はないのですか

自己責任分野ですので、罰則はありません。しかし、火災から自分自身の身を守るためにも住宅用火災警報器を早期に設置するようにしましょう。

? 住宅用火災警報器も悪質販売はある?

! 悪質販売にご注意!!

消火器の悪質販売が多発しているように、これからは住宅用火災警報器の悪質販売が増えることが予想されます。

騙されないためには……

- 「消防署」から来ましたという言葉にはご用心!消防は一般のご家庭に住宅用火災警報器を販売することはありません。
- 異常に高い値段のものを売りつけられないように注意しましょう。(→P10参照)
- 設置場所や適用時期は各市町村の火災予防条例によって異なりますので、市のホームページ等で調べましょう。

! 悪質販売で騙されてしまったら…

悪質販売で騙されてしまったら、お住まいの地域の消費生活センター等にご相談ください。

※住宅用火災警報器は、**クーリング・オフ対象商品**です。

注)クーリング・オフの対象は個人となります。企業等はクーリング・オフの対象となりません。

購入でのトラブルはお住まいの地域の消費生活センター等にご相談ください。

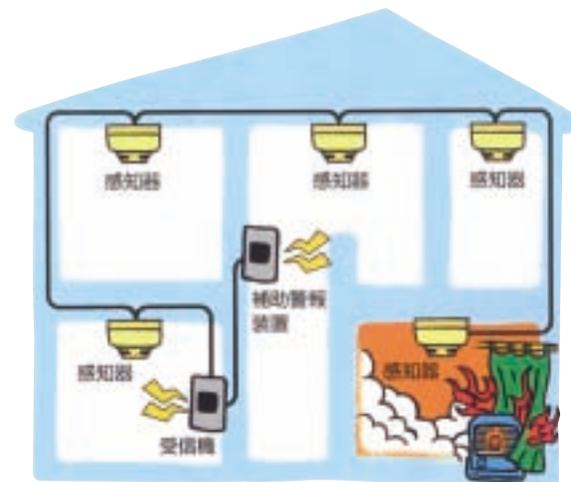
北海道TEL.(011)271-0999	石川県TEL.(076)267-6110	岡山県TEL.(086)226-0999
青森県TEL.(017)722-3343	福井県TEL.(0776)22-1102	広島県TEL.(082)223-6111
岩手県TEL.(019)624-2209	山梨県TEL.(055)235-8455	山口県TEL.(083)924-0999
宮城県TEL.(022)261-5161	長野県TEL.(026)223-6777	徳島県TEL.(088)623-0611
秋田県TEL.(018)835-0999	岐阜県TEL.(058)265-0999	香川県TEL.(087)833-0999
山形県TEL.(023)624-0999	静岡県TEL.(054)202-6006	愛媛県TEL.(089)925-3700
福島県TEL.(024)521-0999	愛知県TEL.(052)962-0999	高知県TEL.(088)824-0999
茨城県TEL.(029)225-6445	三重県TEL.(059)228-2212	福岡県TEL.(092)632-0999
栃木県TEL.(028)665-7744	滋賀県TEL.(0749)23-0999	佐賀県TEL.(0952)24-0999
群馬県TEL.(027)254-3000	京都府TEL.(075)821-0210	長崎県TEL.(095)824-0999
埼玉県TEL.(048)261-0999	大阪府TEL.(06)6945-0999	熊本県TEL.(096)354-4835
千葉県TEL.(047)434-0999	兵庫県TEL.(078)360-0999	大分県TEL.(097)534-0999
東京都TEL.(03)3235-1155	奈良県TEL.(0742)26-0931	宮崎県TEL.(0985)25-0999
神奈川県TEL.(045)312-1121	和歌山県TEL.(073)433-1551	鹿児島県TEL.(099)224-0999
新潟県TEL.(025)285-4196	鳥取県TEL.(0859)34-2648	沖縄県TEL.(098)863-9214
富山県TEL.(076)432-9233	島根県TEL.(0852)32-5916	

? 住宅用自動火災報知設備とは?

! 住宅用自動火災報知設備

住宅用自動火災報知設備とは、感知器、中継器、受信機及び補助警報装置で構成されたもの(中継器又は補助警報装置のない場合もあります)です。感知器が火災の発生を感知し、受信機及び補助警報装置が住宅内にいる人々に火災を知らせる設備です。

住宅用自動火災報知設備を設置する場合は、P5.6で住宅用火災警報器を設置する必要がある住宅の部分に感知器が必要となり、感知器がある階には、受信機又は補助警報装置が必要となります。また、住宅用自動火災報知設備は消防設備士の工事対象とはなりませんが、工事を行う場合は消防設備士による設置が安心です。



住宅用自動火災報知設備の特徴

- ・一つの感知器が火災を感知すると、すべての受信機、補助警報装置の警報が鳴ります
- ・住宅内のみで完結するシステムです
- ・感知器の種類が煙式のものに限られます
- ・電源を一定の要件のコンセントからとることができます
- ・無線式のものも認められています
- ・消防用設備等の点検報告については必要ありません

参考 住宅用火災警報器に係る消防 法令等



消防法

「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律」

平成16年6月2日 平成16年法律第65号

住宅の用途に供される防火対象物の関係者は、政令で定める基準に従い市町村条例で定める基準に従って、住宅用火災警報器を設置し、及び維持しなければならないとされました。（消防法第9条の2）

消防法施行令

「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」

平成16年10月27日 平成16年政令第324号

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律（平成16年法律第65号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が平成18年6月1日とされました（既存住宅への住宅用火災警報器の設置については、市町村等の条例で定める日までの間は適用されません）。

「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」

平成16年10月27日 平成16年政令第325号

消防法第9条の2第1項に基づき住宅への設置が義務付けられた住宅用火災警報器として、住宅用火災警報器（いわゆる住宅用火災警報器）又は住宅用火災報知設備（いわゆる住宅用自動火災報知設備）が定められ、住宅用火災警報器等の設置及び維持に関する条例の基準について定められる等しました。（消防法施行令第5条の6、第5条の7、第5条の8、第5条の9）

総務省令

「住宅用火災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令」

平成16年11月26日 平成16年総務省令第138号

「住宅用火災警報器及び住宅用火災報知設備に係る技術上の規格を定める省令」

平成17年1月25日 平成17年総務省令第11号

「住宅用火災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」

平成17年3月25日 平成17年総務省令第41号

関係通知

「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律等の運用について（住宅防火対策関係）」

平成16年11月26日 消防安第221号

「火災予防条例（例）の一部改正について」

平成16年12月15日 消防安第227号

「改定火災予防条例（例）の運用について」

平成16年12月15日 消防安第228号

「台所等における住警器等の設置・維持の指導要領及び定温式住宅用火災警報器に係る技術ガイドラインについて」

平成17年1月25日 消防安第17号

「住宅用スプリンクラー設備及び住宅用火災警報器に係る技術ガイドラインの一部改正等について」

平成17年1月25日 消防予第17号 消防安第32号

「住宅用火災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正について」

平成17年3月25日 消防安第66号

「執務資料の送付について」

平成17年3月31日 消防安第65号

「放射線障害防止法の一部改正に伴うイオン化式感知器等の廃棄等における留意事項について」

平成17年6月1日 消防予第118号 消防安第119号

「住宅用火災警報器及び住宅用火災報知設備の技術上の規格を定める省令第11条の運用等について」

平成18年2月20日 消防予第78号